

放課後児童クラブ入会案内

～押水児童クラブ・しお児童クラブ～

受付期間：令和8年1月5日(月)～1月30日(金)まで

※自動更新はされません。必ず期間内に申請してください。
※スマートフォンから申請ができます。



町HP
はこちら

1. 対象児童

令和8年4月時点で小学校(押水・志桜)
に在籍する児童

2. 定員

各クラブ 概ね 40名
※4年生までを優先します

3. 利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 休日

日曜日、祝日、
8/14～16、12/29～1/4

5. 負担金

通年利用者	学校長期休業期間のみ利用者			
	月額	春休み(4月)	夏休み	冬休み
7,000円 (8月 10,000円)	2,000円	14,000円	2,000円	2,000円

6. 活動時間

区分	平日	土曜日・学校長期休業期間
利用時間	下校時～18:00	7:30～18:00
延長利用	18:00～19:00(延長料金:300円/回、月額上限2,500円)	

7. 申し込み

原則 **電子申請** のみ

町ホームページより申請フォームにアクセスし、
必要事項を入力し、就労証明書などの必要書類
のデータを添付して申請を完了してください。

※オンライン申請が難しい方は、ご相談ください。

申請は
こちら



8. 放課後児童クラブ

クラブ名	住所	電話番号
押水児童クラブ	門前サ11番地(町民センターアステラス内)	28-5737
しお児童クラブ	子浦ツ18番地(志桜小学校内)	23-4199

※裏面も必ず
ご確認ください。

入会要件と審査

児童クラブへの入会は、保護者が以下のいずれかの理由により、日中、家庭で児童を保育できない場合に限ります。

- ① 保護者が昼間に家事以外の労働をすることが、常態化(※1)している。
※1「常態化」とは、月曜日から土曜日のうち4日以上をいう。
- ② 保護者が8週間以内に出産を予定している、または出産後8週間を経過していない。
- ③ 保護者が病気にかかる、又は負傷している。
- ④ 同居の祖父母が上記項目に準ずる就労、病気等で養育することができない。
- ⑤ その他(前項以外で児童を保育することが出来ないと判断される事由)。

申請内容を審査し、入会の可否を決定します。

入会申込みの審査後、町から書面で通知します。また、就職や転居で年度途中の入会が必要になった場合も、随時受け付け、審査を行います。

※運営に支障がある場合(入会要件を満たさなくなった場合や利用料を滞納した場合など)は、入会を制限または取り消すことがあります。

※土曜日利用は、保護者の就労証明書で土曜日の勤務が確認できる方に限ります。冠婚葬祭など、一時的な利用は可能です。

多子世帯・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成について

【多子世帯負担金免除制度】

第1子が18歳以下で、第2子以降が児童クラブを利用する場合、以下のいずれかの条件を満たす世帯は、負担金が無料になります。

- ・夫婦の町民税所得割の合計額が57,700円未満
- ・ひとり親世帯で、町民税所得割の合計額が77,101円未満

【ひとり親家庭等負担金減額制度】

児童扶養手当の支給対象となる所得のひとり親世帯は、児童1人につき月額3千円を上限に助成します。



問い合わせ：宝達志水町健康福祉課子育て応援室

宝達志水町門前サ11番地(町民センターアステラス内)

☎ 0767-28-5526